

令和3年2月16日（火）
問合せ 経済部経済観光課
電話 0126-63-0111
担当 丸山

びばい経営支援金【第2次】の申請受付開始について

次のとおり、申請の受付を開始しますので、お知らせします。

「びばい経営支援金【第2次】」制度概要

新型コロナウイルス感染症の長期化により、事業全般に広く使える支援金として、市独自の支援金を切れ目なく支給し、一定程度減収となった事業者の事業継続を支援します。

- 【支援額】○30万円（飲食業・宿泊業・旅客運送業）
○20万円（その他の業種）

【支援対象】次の①・②の全てに該当すること

- ①令和3年1月または2月の売上が前年同月比20%以上減少していること。
②「新北海道スタイル」の取組を実践し、「新北海道スタイル安心宣言」を掲示すること。

※令和2年3月以降に創業した場合であって、創業から令和2年12月までの平均の事業収入が上記期間のひと月の事業収入と比べて20%以上減少した月が存在する場合、必要書類を提出することで対象となる場合があります。

■申込期間

令和3年2月17日（水）～令和3年3月31日（水）まで

■申請方法等

郵送及び持参

提出先：美唄市西3条南1丁目1番1号

美唄市経済部経済観光課商工労働係

■その他

申請書等については、令和3年2月17日（水）に市ホームページで公開します。

必要書類等については、別添資料をご覧ください。

「びばい経営支援金【第2次】」

新型コロナウイルス感染症の長期化により、事業全般に広く使える支援金として、市独自の支援金を切れ目なく支給し、一定程度減収となった事業者の事業継続を支援します。

支援金額	○飲食業・宿泊業・旅客運送業 ○その他の業種	30万円 20万円
対象者	市内の法人・個人事業者 ※ 法人は資本・出資金が10億円未満、常時使用従業員2千人以下 ※ 令和2年1月以降も事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 ※ 市内に店舗等を有すれば、市外の法人・個人事業主も対象	
申請要件	次の①・②のすべてに該当すること ①令和3年1月または2月の売上が、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、前年同月比20%以上減少していること。 ②「北海道スタイル」の取組を実践し、「北海道スタイル安心宣言」を掲示すること。 ※令和2年3月以降に創業した場合であって、創業から令和2年12月までの平均の事業収入が上記期間のひと月の事業収入と比べて20%以上減少した月が存在する場合、必要書類を提出することで対象となる場合があります。	
受付	期 間	令和3年2月17日～令和3年3月31日
	郵送での申請を基本とします	送付先：〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市 経済部 経済観光課商工労働係
	持参する場合	提出先：市役所2階 経済部 経済観光課
	※申請内容に不備等がある場合は、電話等でご連絡いたします。	
不給付要件 (給付対象外となる者)	① 国、法人税法別表第一に規定する公共法人 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 ③ 政治団体 ④ 宗教上の組織若しくは団体 ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして市長が判断する者	
必要書類	① 「びばい経営支援金申請書」(押印したもの) ② 令和3年1月または2月の売上を記載した書類(売上台帳等の写し) ③ 上記に係る前年同月の売上が確認できる書類 ④ 本人確認書類(免許証の写し等) ※個人事業者のみ ⑤ 通帳の写し(通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ等) ⑥ 「北海道スタイル安全宣言」の掲示と取組が確認できる写真 ※書類等が不明な場合はお問い合わせください。	
問合せ先	美唄市 経済部 経済観光課商工労働係 ☎ 0126-63-0111 (平日8:45~17:15)	

びばい経営支援金【第2次】

新型コロナウイルス感染症の長期化により、事業全般に広く使える支援金として、市独自の支援金を切れ目なく支給し、一定程度減収となった事業者の事業継続を支援します。

支援金額

飲食業
宿泊業
旅客運送業

その他の
業種

30
万円

20
万円

対象者

市内の法人・個人事業者

※法人は資本・出資金が10億円未満
常時使用従業員2千人以下

※令和2年1月以降も事業による
事業収入(売上)を得ており、
今後も事業を継続する意思がある
事業者

※市内に店舗等を有すれば、
市外の法人・個人事業主も対象

申請要件 次の①・②のすべてに該当すること

- ① 令和3年1月または2月の売上が、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、前年同月比20%以上減少していること。
- ② 「新北海道スタイル」の取組を実践し、「新北海道スタイル安心宣言」を掲示すること。

※令和2年3月以降に創業した場合であって、創業から令和2年12月までの平均の事業収入が上記期間のひと月の事業収入と比べて20%以上減少した月が存在する場合、必要書類を提出することで対象となる場合があります。

必要書類

- ①「びばい経営支援金申請書」(押印したもの)
- ② 令和3年1月または2月の売上が記載した書類(売上台帳等の写し)
- ③ 上記に係る前年同月の売上が確認できる書類
- ④ 本人確認書類(免許証の写し等) ※個人事業者のみ
- ⑤ 通帳の写し(通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ等)
- ⑥「新北海道スタイル安全宣言」の掲示と取組が確認できる写真

※書類等が不明な場合はお問い合わせください。

不給付要件 (給付対象外となる者)

- ① 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③ 政治団体
- ④ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして市長が判断する者

受付

期間

令和3年2月17日
～令和3年3月31日

郵送での申請を基本とします

送付先

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市 経済部 経済観光課商工労働係

持参する場合

提出先

市役所2階 経済部 経済観光課

※申請内容に不備等がある場合は、
電話等でご連絡いたします。

美唄市 経済部 経済観光課商工労働係
☎ 0126-63-0111 (平日8:45~17:15)